

## 第98回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和元年5月20日(月)午後2時00分
- 2 開会の日時 令和元年5月20日(月)午後1時57分
- 3 閉会の日時 令和元年5月20日(月)午後2時54分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数17名 出席17名 欠席 0名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	出席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	浦上 和己	出席	13	小林 弘幸	出席
5	遠藤 茂	出席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	出席
7	河田 敬司	出席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	出席	17	安田 久子	出席
9	久山 優	出席			

### 6 農業委員以外の出席者

事務局 担当局長 森本 章男	参事 畑 太志
参事監 箕浦 勝宏	参事監 真田 明彦
農地担当課長 佐藤 孝司	担当課長補佐 浦上 和彦
担当課長補佐 竹田 了久	農地担当係長 奥山 英明
副主査 柴田 美佳	

### 7 傍聴者 0名

### 8 議 題

#### 第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について  
 (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について  
 (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について  
 (4) 転用事業計画変更承認申請について  
 (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)  
 (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について  
 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について  
 (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について  
 (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について  
 (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

9 議事録署名委員の番号及び氏名

5番：遠藤 茂          13番：小林 弘幸

10 議事の内容

議 長      みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第98回総会を開会します。（あいさつ）

議 長      議事録署名委員を指名します。5番 遠藤 茂委員、13番 小林 弘幸委員にお願いします。

議 長      議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長      （議案訂正等の説明）

議 長      それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長      1 ページ1番、受人は大窪に居住し、約59アールの農地を耕作する農業者ですが、裁判上の和解により大窪の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、受人は芳賀に居住し、世帯で約1.4ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により芳賀の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番と5番は、申請人同士による交換ですので、併せて説明します。3番の受人は野田5丁目に居住し、世帯で約25アールの農地を耕作する農業者で、5番の受人は野田5丁目に居住し、世帯で約72アールの農地を耕作する農業者ですが、交換により野田5丁目の田を所有権移転しようとするものです。

いずれも、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることか

ら許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は栢谷に居住し、世帯で約5.2アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により栢谷の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は玉柏に居住し、世帯で約3.3アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により玉柏の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議長** 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

中山委員 中・中央地区協議会で、1番から6番の6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

**議長** 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 7番と8番は、受人が同一ですので、併せて説明します。受人は撫川に居住し、世帯で約2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により撫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は新庄下に居住し、世帯で約1.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により新庄下の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番は、取り下げになっています。

11番、受人は白石に居住し、世帯で約1.8ヘクタールの農地を耕作する

農業者ですが、増反により中撫川の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議長** 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、7番から11番の内、取下げの10番を除く4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 2ページ12番と13番は、受人が同一ですので、併せて説明します。受人は倉敷市稲荷町に居住し、約30アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により箕島の畑に使用貸借権の設定及び所有権移転しようとするものです。なお、使用貸借の期間は3年間です。

貸借権設定及び取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は迫川に居住し、世帯で約76アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により奥迫川の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番と16番は、受人が同一ですので、併せて説明します。受人は迫川に居住し、世帯で約3.4ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により奥迫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は西七区に居住し、世帯で約1.8ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により西七区の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長** 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小林委員 南区協議会で12番から17番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは申請等（1）については、中・中央地区1番から南区17番までの内、取下げの10番を除く16件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは、そのように決定いたします。

**議 長** 次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 3ページ1番、平成30年8月締めで農振除外申出があり、除外相当で協議済みの案件で、転用目的は墓地です。現在、申請人が管理している墓地は借地であり、地主から墓の整理をするために立ち退きを求められているため、申請人が所有する申請地に墓地を移転しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番から6番は、同じ地域で関連がありますので、併せて説明します。転用目的は、いずれも農地改良のための一時転用です。申請人は、いずれも佐山に居住する農業者ですが、各申請地が一続きの農地であることから、同時に農地改良を行い、桃畑として利用しようとするものです。農地改良期間は、許可日から3年間です。

申請地は農用地ですが、農地改良の一時転用であり、例外的に許可が可能で、また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

中山委員 中・中央地区協議会で、1番から6番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

7番、転用目的は個人墓地です。申請人の先祖代々の墓地は、山中に位置し、道が狭く急で墓参りに行くのに危険なため、申請地に墓地を移転しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、7番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 8番、転用目的は、太陽光発電設備です。申請地は、申請人所有の農地で、集落及び河川に囲まれた中にあり、南北を道に挟まれ、周辺農地への影響も少なく、また、太陽光を遮る障害物がなく日当たりが良いため、太陽光発電設備に適しており、転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、8番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 9番、転用目的は、農地改良のための一時転用です。申請人は、平成8年に設立され、藤田に本店を置き、菓子製造販売業のほか農業も行っている一般法人ですが、申請地を農地改良し、いちごの栽培に利用しようとするものです。農地改良期間は、許可日から令和元年7月31日までです。

申請地は農用地ですが、農地改良の一時転用であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、転用目的は農業用倉庫です。申請人は、倉敷市中畝に居住し、世帯で約59アールの農地を耕作する農業者で、倉敷市から通作していましたが、不便なため南区に拠点となる農業用倉庫の必要を感じ、自己所有の申請地を農業用倉庫として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小林委員 南区協議会で、9番、10番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(2)については、中・中央地区1番から南区10番までの10件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。なお、9番は転用面積が3,000㎡を超えていますので、5月29日開催の岡山県農業会議に諮問し、許可適当との答申を受けて許可指令書を交付することとします。

議長 次に申請等（３）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。それでは、中・中央地区の説明を事務局からお願いいたします。

奥山係長 ４ページ１番と４番は、同じ地域で関連がありますので、併せて説明します。転用目的は、いずれも自己住宅です。

１番、申請人は、中区四御神の借家に家族３人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、勤務地から近く通勤に便利である申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

４番、申請人は、高柳西町の借家に家族３人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、通勤が便利になり、また、夫婦それぞれの実家へのアクセスが便利になる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

２番、平成３０年８月締めで農振除外申出があり、除外相当で協議済みの案件になります。転用目的は、露天駐車場で一時転用中です。申請人は、昭和２７年に設立され、北区玉柏に本店を置き、食品製造業を主な事業としていますが、申請地近くに工場があり、近年、その工場に原料を搬入するトラックが増加し、工場敷地内に駐車することができない車両が工場周辺の道路上で待機するため、渋滞が発生しています。工場周辺の渋滞を解消するため、当該工場に隣接しており、トラック８台分の駐車場が確保できる申請地を所有権移転し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

３番、転用目的は、露天駐車場で一時転用中です。申請人は、昭和３７年に設立され、北区辛川市場に本店を置き、寝具販売業を主な事業としていますが、申請地近くに工場があり、工場に勤務する従業員用の駐車場が不足しているため、現在、露天駐車場として申請地を一時転用して使用しています。今後も引き続き露天駐車場として使用するため永久転用申請するものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、農地区



分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、平成30年8月締めで農振除外申出があり、除外相当で協議済みの案件で、転用目的は自動車修理工場です。申請人は、平成19年に設立され、北区富原に本店を置き、自動車販売業を主な事業としており、申請地の隣地で中古自動車販売店を営んでいます。近年、自動車の構造が複雑化してきたことから、既存施設では顧客の要望に対応することが困難となり、そのため、当該販売店に隣接し、幹線道路へのアクセスが便利な申請地に賃貸借権を設定し、自動車修理工場を建築しようとするものです。

農地区分は、高速インターの入口から300m以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、転用目的は露天駐車場で、永久転用目的の一時転用申請です。申請人は5番と同一で、申請地に隣接している中古車販売店の従業員用駐車場が不足しているため、申請地に賃貸借権を設定し、露天駐車場として一時転用しようとするものです。一時転用期間は、許可日から3年間です。

申請地は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は分家住宅です。申請人は、赤磐市の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、祖父母の住居に隣接し、農業の手伝いをしやすいことから、祖父所有の申請地を所有権移転し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番と9番は、同じ地域に関連がありますので、併せて説明します。転用目的は、いずれも自己住宅です。

8番の申請人は、東京都渋谷区の借家に夫婦2人で居住しています。申請人が定年となることから申請人の妻の母と兄が暮らす岡山市に移住することを計画し、妻の母と兄の住居に近く、妻の母の面倒を看やすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

9番の申請人は、野田の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が

増え住居が手狭となったため、実家から近く、子育ての協力を得られやすいこと、また、将来的に親の介護等相互に協力しやすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、転用目的は店舗です。申請人は、昭和14年に設立され、東京都千代田区に本店を置き、小売業を主な事業としています。申請人は、申請地の西隣でコンビニエンスストアを運営していますが、経営状況が好調のため、敷地を拡張して、店舗改装及び駐車場の増設を計画し、申請地に賃貸借権を設定し、店舗として転用しようとするものです。

農地区分は、駅から500m以内の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、平成30年8月締めで農振除外申出があり、除外相当で協議済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、御津野々口の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、妻の勤務地から近く通勤に便利である申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、地域センターから300m以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、平成30年12月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。なお、本案件は、平成31年2月18日付けで5条許可を受けていますが、取止め後、面積を修正して再度、申請されたものです。申請人は、芳賀の実家に家族4人及び妻の両親の6人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、妻の実家に近く、子育ての協力が得られやすいこと、また、将来、農地を継承する必要があることから、父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、水管及び下水道管の埋設沿道で、かつ、半径500m以内に小学校と幼稚園が存在する3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、転用目的は自己住宅です。申請人は、玉柏の実家に家族3人及び

母親の4人で居住していますが、現住居は耐震性がなく、建て替えを検討したところ、母は住み慣れた現住居での生活を希望したため、母の面倒を看やすい現住居の隣接地である申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、駅から300m以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議長** 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

中山委員 中・中央地区協議会で、1番から13番までの13件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

**議長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議長** 次に北・吉備地区の説明を事務局からをお願いします。

奥山係長 14番、15番は、同じ地域で関連がありますので、併せて説明します。転用目的は、いずれも自己住宅です。

14番、申請人は、白石西新町の借家に家族6人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、子どもが通学している中学校区が同一で生活環境が大きく変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

15番、申請人は、福富西二丁目の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の勤務先や夫の親族の家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議長** 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、14番、15番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5ページ16番、転用目的は長屋住宅です。申請人は、北区一宮でアパート経営をしていますが、新たに御津地域で事業を行うため候補地を探していました。申請地は、国道53号に近接しており、駅からも比較的近く、岡山市街地へも通勤距離圏内であると考えられ、入居者の確保が容易に見込めるため、長屋住宅の建築地に最適であると考え選定したものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、16番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 17番、転用目的は分家住宅です。申請人は、箕島の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家及び祖母宅に近い父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番、19番は転用者が同一、かつ、転用目的がいずれも永久転用目的の一時転用で露天資材置場の拡張となりますので、併せて説明します。申請人は昭和52年に設立され、兵庫県姫路市に本店を置き、建設機材リース業を主な事業としていますが、平成30年の豪雨被害の影響で建設資材の需要が高まり、資材置場が不足しているため、既存の資材置場に隣接している申請地に賃借権を設定し、露天資材置場として一時転用しようとするものです。一時転用期間は許可日から3年間です。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農

地区区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番、平成30年8月締めで農振除外申出があり、除外相当で協議済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、泉田一丁目の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家に近く互いに助け合って生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区区分は、区役所から500m以内の2種農地と判断され、農地区区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番、平成30年8月締めで農振除外申出があり、除外相当で協議済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、浦安南町の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区区分は、区役所から300m以内の3種農地と判断され、農地区区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

22番、23番は、同じ地域で関連がありますので、併せて説明します。いずれも、平成30年8月締めで農振除外申出があり、除外相当で協議済みの案件で、転用目的は自己住宅です。

22番、申請人は、福吉町の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

23番、申請人は、福富東二丁目の借家に家族6人で居住していますが、住居が手狭になったため、夫婦の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区区分は、いずれも区役所から300m以内の3種農地と判断され、農地区区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

24番、転用目的は露天資材置場です。申請人は、平成24年に設立され、南区浦安本町に本店を置き、塗装工事業を主な事業としていますが、深夜の工事があり、従業員が会社に資材を置きに帰らず、社宅に資材を持ち帰ることができるようにするため、社宅建築予定地に隣接した申請地を所有権移転し、露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小林委員 南区協議会で、17番から24番までの8件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは申請等（3）については、中・中央地区1番から南区24番までの24件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは、そのように決定いたします。

**議 長** 次に申請等（4）転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。それでは、南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 7ページ1番、当初計画者は、平成30年7月20日に農地法第5条所有権移転で自己住宅建築の許可を受けましたが、造成工事後、離婚したため自己住宅の建築を断念しました。承継者は、現在、田中の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の勤務先に近く、夫の勤務先にも近くなり通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小林委員 南区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（４）については、南区１番の１件を承認と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

議 長 次に申請等（５）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 ８ページ中・中央地区１番、２番の２件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、いずれも所有者から財団への所有権移転です。計画内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、中・中央地区協議会では、原案どおり承認意見となっています。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（５）については、中・中央地区１番、２番の２件を原案どおり決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

議 長 次に申請等（６）農地法第３条の３第１項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 ９ページ中・中央地区１番から１２ページ南区１１番までの１１件で、権利の種類及び内容をご覧のとおりで、１番が時効取得、その他は、いずれも相続による所有権の取得です。あっせん希望はありません。各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議 長 事務局から説明がありましたが、申請等（６）の１１件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定します。

議 長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届については、１３ページ１番から８番までの８件です。転用目的は、貸露天資材置場・貸露天駐車場２件、貸露天駐車場・公衆用道路１件、共同住宅１件、露天駐車場１件、貸住宅１件、貸露天駐車場１件、長屋建住宅１件で専決日は備考欄のとおりで

す。

次に報告(2)農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、14ページ1番から5番までの5件です。転用目的は、自己住宅3件、敷地拡張2件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、15ページ1番から17ページ9番までの9件で、解約理由は、4番、5番が転用目的で、その他は、いずれも耕作目的です。離作料は、記載のとおりとなっています。

次に報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、18ページ1番から7番の7件で、内容は農業用倉庫6件、農業用露天駐車場1件です。

最後に報告(5)農地改良届については、19ページ1番から7番の7件で、内容は、普通野菜畑6件、果樹園1件です。

議長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全員 異議なし。

議長 以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 (1) 令和元年度事業計画について

(2) その他

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他、何かありますか。

事務局 (1) 次回総会予定(6月18日(火)市役所7階大会議室)

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後2時54分



以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員